

## 医療観察法通院処遇がはじまりました

医療観察法というのは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」の略称です。この法律の名前をなるべく普通の言葉に言い直すと、以下のようになります。

精神の病気に大きな影響を受けて

人を傷つける重大な行為をしてしまった人に対して

その精神の病気の治療を行うことで、同じような事件が起こらないようにし、

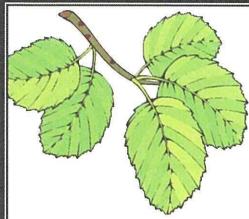
無事に社会復帰がすすめられるように専門的な見守りを行うための法律

医療観察法通院処遇というのは、この医療観察法のもとで行われる、一定の期間にわたる通院治療と専門的な見守り(精神保健観察)をさします。ですから、ふつうの精神科の通院(精神保健福祉法による通院)とは仕組みがちがいます。仕組みのちがいをよく理解した上で、病気の治療を続け、地域の中での安定した生活を築き上げていきましょう。

このワークブックには、あなたが医療観察法の通院をすすめて行く上で 重要な各種の書類が、少しずつ付け加えられていくことになります。必要な書類は、一人一人ちがいますので、担当のスタッフが、あなたの状況にあわせたものを選んで渡してくれます。大事な書類がバラバラになってしまわないよう、このファイルに入れておきましょう。

わからないことは  
何でも  
質問してくださいね



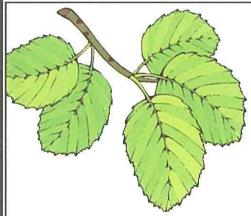


# 制度説明資料

## 【通院導入編】



【本人配布用】



## 制度説明資料【通院導入編】

### 目次

- ◆「医療観察法の通院医療を始めるにあたって」
- ◆「あなたの権利に関するお知らせ」
- ◆対象者用「制度説明用パンフレット」
- ◆家族用「制度説明用パンフレット」



年　月　日

## 医療観察法の通院医療を始めるにあたって

\_\_\_\_\_様

### ■医療観察法の目的

医療観察法の目的は、あなたの社会復帰を促進することです。そのためには、指定通院医療機関での継続的な通院治療が必要となります。また、必要があれば、保護観察所などより、あなたへの指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図るように定められています。

実際の医療観察法によるあなたへの治療や社会復帰等の援助は、指定通院医療機関と保護観察所を中心に、地域の保健所や行政機関(都道府県、市区町村)、社会復帰関連施設なども協力して行うことになっています。

- 1.あなたは、\_\_\_\_\_年　月　日　\_\_\_\_\_地方裁判所における審判の決定に従い、  
\_\_\_\_\_年　月　日より、当院において「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(以下、医療観察法と略す)に基づく通院医療を開始します。
- 2.この通院医療は、\_\_\_\_\_保護観察所で定められた「処遇実施計画書」に基づき、当院の医療チーム(多職種チーム)により作成された「個別治療計画書」或いは、当院の規則等に従って実施されます。
- 3.この通院医療は、あなたに義務として課されたものです。あなたの今回の行為の原因となった精神障害を再発、悪化させないように継続的な医療を受けていただきます。それにより同様の他害行為に及ぶことのないようにするとともに、あなたが再び社会で生活できるよう、当院においては\_\_\_\_\_チームがあなたを親身になって支えていくものです。病状に関することや生活上の困ったことがあれば、主治医や\_\_\_\_\_チームの窓口となっている担当者(「緊急時の連絡・対応方法の表」が配布されていれば、その連絡先)に早めに相談するようにして下さい。
- 4.この通院医療は原則として3年間で終了し、一般の精神科通院医療に移っていただきますが、安定した医療及び観察を継続できず、不安定な病状が続く時などは、その後2年間まで延長されることになっています。  
また病状の悪化などにより通院医療では対処できないときには、一時的に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下、精神保健福祉法と略す)による入院や、医療観察法の入院処遇の申立てが行われることもあります。

一方、病状が回復安定し、精神科医療の必要性がなくなるか、自立して精神科医療を継続し社会で生活していくことが可能であると判断されれば、3年を経ないうちに通院医療（通院処遇）が終了されることもあります。

なお、あなたには次のような権利があります。

①通院医療の決定に対する抗告（決定から2週間以内）をすること

②通院医療の終了申立てをすること

あなたの通院医療の終了や継続などの決定は、原則、裁判所の判断で行われます。そのため、あなたが、通院医療の終了申立を行っても、終了決定があるまでは、通院医療の継続が必要となります。ご不明な点は、社会復帰調整官にお尋ね下さい。

#### 5.この通院医療は、原則として前期、中期、後期通院医療の3期に分けて行われます。

前期では、通院医療に早くなじんでいただき、病院のスタッフと互いに信頼し協力して医療を継続していくことが大切です。

中期では、少しずつ社会活動への参加の試みが始まり、それを定着させていくことが目標となります。しかし社会参加の機会が増えるに従い、ストレスや気の緩みなどで病気の管理がおろそかになり、病状が不安定になる場合もあるので注意が必要です。

後期では、通院処遇の終了、一般通院医療への移行を意識した取組みが始まります。地域社会への参加が継続され拡大される中で、病気の自己管理をしながら安定した社会生活を送れるようになることが最大の目標となります。

#### 6.この通院医療は、通院処遇の終了決定をもって終わります。

通院処遇の終了の目安としては、

- 病状が改善し、後期通院医療において一定期間病状の再発がみられない。
- 処遇終了後、継続的な治療（通院、訪問看護等）が安定して実施できる。
- 処遇終了後、服薬管理、金銭管理等の社会生活能力が確保されている。
- 処遇終了後、安定した治療を継続できるための環境整備、支援体制が確立している。
- 緊急時の介入方法について地域における支援体制が確立している。

などとされています。

#### 7.この通院医療は公費で行われますが、精神保健福祉法による入院と身体合併症の治療に要する医療費、あるいはデイケアや訪問看護の交通費は自己負担となりますので、あらかじめご了承下さい。

#### 8.この通院医療で最も大切なことは、自分の病気をよく理解して、その再発や悪化を招かないよう服薬等の定められた通院医療を定期的に継続することです。それにより病状の安定が続くことで再び社会生活ができるようになっていきます。病院スタッフはそのための支援をしていきますので、あなたもこの通院医療に積極的に協力して下さるようお願いします。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

## あなたの権利に関するお知らせ（通院決定時）

様

1. この病院は「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）」による指定通院医療機関です。

### 2. あなたの権利

- 1) あなたは\_\_\_\_\_地方裁判所にて通院処遇決定となりましたが、裁判所の決定があってから2週間以内であれば、地方裁判所を通して、高等裁判所へ抗告（決定は不服であるという申立て）をすることができます。また抗告が認められなかった場合、最高裁判所へ再抗告することもできます。
- 2) 治療に関して説明を受ける権利及び治療方針の決定に参加する権利があります。
- 3) 繼続的に通院医療サービス等を受け、安定した生活を過ごしていければ、地方裁判所へ処遇終了の申立てを自分からすることができます。

◆また、「抗告申立て」の期間（「医療観察法による通院処遇（通院医療）」の決定があった日から14日以内）が過ぎた後でも、いつでも、あなたは、医療観察法による（通院）医療の終了を、地方裁判所に申立てることができます。なお、「抗告申立て」、「医療終了申立て」をしている期間中も、地方裁判所による「医療観察法による通院医療」の終了の決定があるまでは、あなたの「医療観察法における通院処遇（通院医療）」を受ける義務は、継続しています

### 3. あなたの義務

あなたには、原則、裁判所において、通院医療（通院処遇）の終了の決定がなされるまで、通院医療（通院処遇）をきちんと受ける義務があります。病院スタッフ、社会復帰調整官、地域の関係機関職員等と相談しながら、通院医療（通院処遇）を継続してください。

一時的に、病状が悪化した場合などには、当院あるいは、当院の指定した医療機関に入院してもらう場合があります。

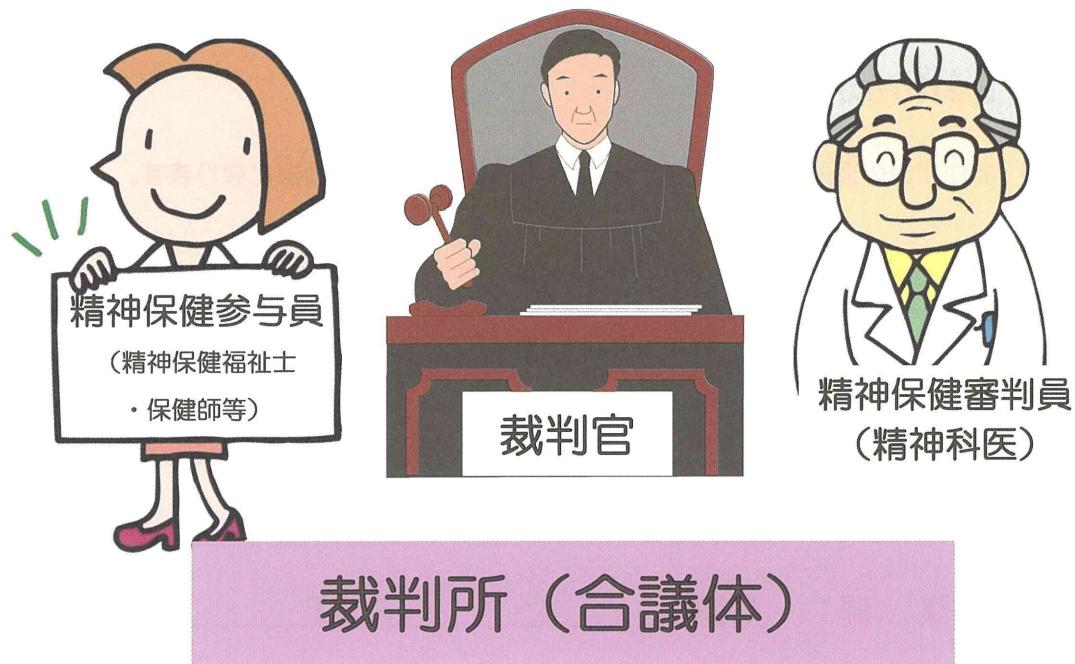
◆また、あなたが、通院医療を行わなくなってしまうなど、通院医療の継続自体が出来なくなってしまった場合には、裁判所の決定により、指定入院医療機関への（再）入院となることがあります。勿論、あなたには、その決定から2週間以内に裁判所へ抗告する権利、いつでも医療終了の申立てを行う権利があります。

### 4. その他

疑問点、ご不明な点がございましたら、遠慮なく担当職員にお尋ねください。出来る限り分かりやすく説明いたします。

いりょうかんさつほう

# 医療観察法について



裁判所（合議体）

あなたが通院している病院です

医療機関名	/
〒	/
/	/
でんわ TEL	/

## つういん いりょうひ 通院にかかる医療費について

- 医療観察制度における精神疾患の医療費は全額国の負担となります。
- あなたの自己負担はありません。
- 精神疾患以外の治療（骨折をしたときの治療や虫歯の治療など）については、医療費がかかります。
- お住まいの場所から病院までの交通費はあなたの自己負担となります。

あなたを担当させてもらうチームのメンバーです

医 師： \_\_\_\_\_

精神保健福祉士： \_\_\_\_\_

看 護 師： (訪問) (外来) \_\_\_\_\_

作業療法士： \_\_\_\_\_

臨床心理技術者： \_\_\_\_\_

デイケア： \_\_\_\_\_

社会復帰調整官： \_\_\_\_\_

この担当チームが中心となって、あなたの治療や困っていること  
など、色々な相談についてサポートします。

# 通院される方の権利と義務などについて

## ① 抗告

裁判所の通院決定に不服がある時は、決定があってから2週間以内に抗告をすることができます。

## ② 処遇の終了の申し立て

この制度による医療を終了したい場合は裁判所に申し立てをすることができます。

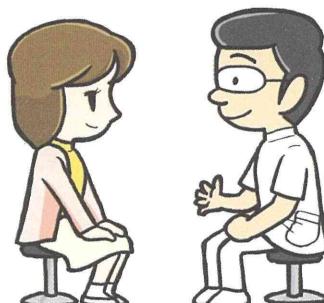
## ③ 通院処遇（通院医療）を受ける義務

あなたには、上記の抗告をした場合も含め、通院処遇をきちんと受ける義務があります。  
病院スタッフ、社会復帰調整官、地域の関係機関職員等と相談しながら、  
地域での生活を継続してください。

## ④ 通院処遇（通院医療）の期間

通院処遇期間は、あなたが裁判所により通院処遇の決定を受けた日から、原則3年間とされています。  
ただし、あなたの治療への積極的な意欲や病状、病識の改善、あなたへの支援体制  
の状況によっては、通院処遇期間が短縮されることもあります。この場合は、指定  
通院医療機関を中心とした関係機関の意見などを参考として、保護観察所が裁判所に  
申立てを行い、裁判所が判断することになります。

また、3年を経過する時点で、なお通院処遇の必要があると認められる場合には、  
裁判所の判断により、2年を超えない範囲で、期間を延長されることがあります。



## ⑤ (地域) 処遇の実施計画

医療観察法による通院処遇(通院医療)の期間中は、あなたの地域での処遇(治療・ケア等)計画として、保護観察所の長による「(地域) 処遇の実施計画」の作成が義務づけられています。そして、医療観察法における医療、精神保健観察及び援助は、この実施計画に基づいて行われなければならないと定められています。

「(地域) 処遇の実施計画」は、あなたが通院処遇(通院医療)の期間中に地域での医療、精神保健観察及び援助を受けるための基礎となる重要なケア計画です。

## ⑥ クライシスプラン

「(地域) 処遇の実施計画」には、あなたの緊急時の対応についても書かれています。

あなたが緊急事態の場合、どこの機関が、どういった内容の相談を受けることができるか、あなたの病状悪化となる原因や病状悪化前の“注意サイン”等に対するあなた自身の対処の仕方、周りでサポートする家族や関係機関の対処の仕方等について段階を踏んだ対応が具体的に明記されています。

通院処遇(通院医療)の期間中、あなたの病状悪化等が認められた場合には、クライシスプランに基づいて指定通院医療機関との連携が図られることとなりますので、関係機関関係者とこのプランについて共有することになります。

上記以外にも通院中のことで分からぬこと  
があれば、担当チームのメンバーに  
相談してください。



いりょうかんさつほう

かぞく

# 医療観察法について「ご家族さまへ」

こんかい いりょうかんさつほう  
今回、医療観察法により \_\_\_\_\_ へ通院処遇となりました。

つういんしょぐう さいばんしょ けってい  
この通院処遇は、裁判所の決定によるものです。

いりょうかんさつほう なが つういん かた けんり せつめい か  
このパンフレットでは、医療観察法の流れや通院される方の権利などの説明を書いていま

すので、必ず目をとおしてください。

ふめい てん きたん ひょういん そうだん  
ご不明な点などございましたら、忌憚なく病院スタッフにご相談ください。

さいばんしょ けってい いりょうかんさつほう つういんしょぐう  
**裁判所の決定で医療観察法の通院処遇となりました**

## 医療観察法とは

せいしきめいじょう しんしんそうしつとう じょうたい じゅうだい たがいこうい おこな  
正式名称は「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った

もの いりょうおよ かんさつとう かん ほうりつ  
者の医療及び観察等に関する法律」といいます。

ほうりつ せいしんしつかん はんだんのうりよく ふじゅうぶん じょうたい  
この法律は、精神疾患のために判断能力が不十分な状態で  
じゅうだい たがいこうい おこな ひと たいじょう けいそくてき てきせつ  
重大な他害行為を行った人を対象としており、継続的で適切な

いりょう びょうじょう かいせん ともな どうよう こうい さいはつぼうし はか  
医療により病状を改善し、これに伴う同様の行為の再発防止を図

しゃかいくふっさ そくしん もくでき びょうき ちりょう  
り、社会復帰を促進することを目的としています。つまり、病気の治療

ひつよう かんさつおよ しどう おこな  
と必要なサポート（観察及び指導）を行います。



## つういん いりょうひ 通院にかかる医療費について

- 医療観察制度における精神疾患の医療費は全額国の負担となります。
- ご本人やご家族の自己負担はありません。
- 精神疾患以外の治療（骨折をしたときの治療や虫歯の治療など）については、医療費がかかります。
- お住まいの場所から病院までの交通費はご本人の自己負担となります。

かんじゅ たんとう  
患者さまを担当させてもらうチームのメンバーです

い 医 師 : \_\_\_\_\_

せいしんほけんふくしき 精神保健福祉士 : \_\_\_\_\_

かんご護師 : ほうもん (訪問) がいらい (外来)

さぎょうりょうほうし 作業療法士 : \_\_\_\_\_

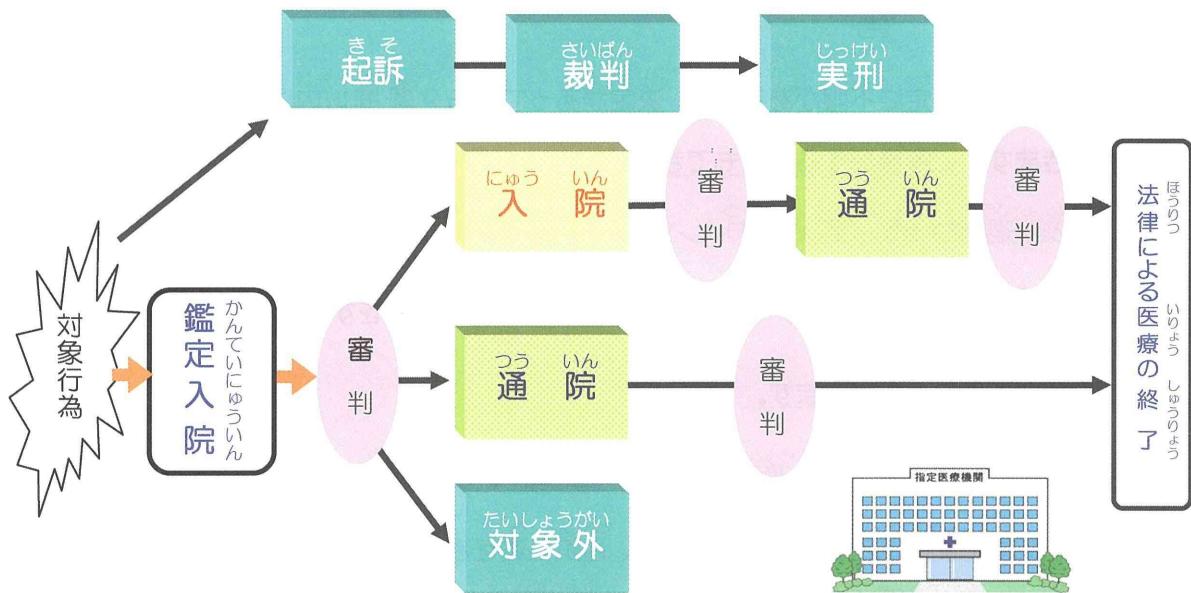
りんしょうしんりぎじゅつしや 臨床心理技術者 : \_\_\_\_\_

デイケア : \_\_\_\_\_

しゃかいふっしきちょうせいかん 社会復帰調整官 : \_\_\_\_\_

たんどう ちゅうしん ほんにん ちりょう かぞく こま  
この担当チームが中心となって、ご本人の治療やご家族の困っていることなど、色々な相談についてサポートします。

# 医療観察法の流れ



## 通院中に関わる人たちの役割

医師：定期的な外来診療を行います。

精神保健福祉士：患者さま、ご家族さまの生活相談支援を行い、関係機関との連絡窓口となります。

臨床心理技術者：患者さまにあった心理面接を行い、必要に応じて心理プロ

グラムも行います。

保健所：患者さま、ご家族さまからの相談に応じ、訪問指導等の

地域ケアを行います。

社会復帰調整官：患者さまの生活に関するコーディネーターとなります。

定期的に関係者を集めてケア会議を開催します。

このケア会議で患者さまの治療・ケア計画をたてます。

## 通院される方の権利と義務などについて

### ① 抗告

裁判所の通院決定に不服がある時は、決定があつてから2週間以内に抗告をすることができます。ご家族がすることもできます。

### ② 処遇の終了の申し立て

この制度による医療を終了したい場合は裁判所に申し立てをすることができます。

ご家族がすることもできます。

### ③ 通院処遇（通院医療）を受ける義務

あなたには上記の抗告をした場合も含め、通院処遇をきちんと受ける義務があります。

病院スタッフ、社会復帰調整官、地域の関係機関職員等と相談しながら、

地域での生活を継続してください。

### ④ 通院処遇（通院医療）の期間

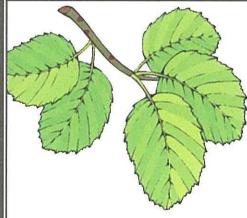
通院処遇期間は、あなたが裁判所により通院処遇の決定を受けた日から、原則3年間とされています。

ただし、あなたの治療への積極的な意欲や病状、病識の改善、あなたへの支援体制の状況によっては、通院処遇期間が短縮されることもあります。この場合は、指定の通院医療機関を中心とした関係機関の意見などを参考として、保護観察所が裁判所に申請を行い、裁判所が判断することになります。

また、3年を経過する時点で、なお通院処遇の必要があると認められる場合には、裁判所の判断により、2年を超えない範囲で、期間を延長されることがあります。

※ 上記以外にも通院中のことで分からぬことがありますれば、

担当チームのメンバーに相談してください。

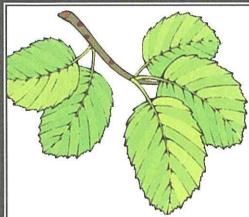


# 「対象行為の理解」

## 資料

【病気と事件の関係を整理する】





## 「対象行為の理解」資料 【病気と事件の関係を整理する】

### 目次

- ◆「私のプロフィール」
- ◆「自分の病気について知りましょう」  
(統合失調症の基礎知識)
- ◆「対象行為を理解する」



## 私のプロフィール

通院処遇は、始まったばかりですが、安定した社会生活を続けていくためには、支援スタッフと一緒に具体的な治療計画を作り、その計画に基づいた生活と治療を継続していくことが大切です。

あなたの精神の病気や対象行為は、ある日、突然に生じてしまったものではなく、生活の中で徐々に準備されていったものです。したがって、これまでのあなたの生活を振り返り、その中に病気や対象行為に結びついた要因を見つけておくことが必要となります。

また、あなたの生活の中には病気や対象行為の予防につながる様々なヒントも隠されています。それはあなた自身の強みであったり、あなたを助けてくれる周囲の人たちであったりします。治療計画を作るときにはそれらを取り入れていくことも大切です。

あなたはこれまでいろいろな体験を重ねてきました。とても良い思い出となっている体験もあれば、思い出したくないつらい体験もあるでしょう。それらはどれも現在のあなたを形作っている大切な資産となっています。

通院処遇を続けて行くにあたって、これまでの自分自身のことを振り返り、自分というのはどういう人であるのかを確認してみましょう。この自己確認の作業は、今後の安定した社会生活を送っていくための第一歩となるでしょう。

ここで行う自己確認や振り返りは、通院処遇が始まり、生活がある程度落ち着いてからはじめましょう。病院に通院したときに、精神保健福祉士や臨床心理士の人と一緒に、ゆっくりと進めてください。取りかかりやすいところから初めて結構です。また、ときどき読み返してみるのもよいでしょう。

### 1. 自分はどんな人？

初めに、今のあなた自身のことを再確認してみましょう。あなたはご自分をどう思っていますか？

- ・趣味
- ・得意なこと
- ・苦手なこと
- ・自分の良いところ・好きなところ
- ・自分の悪いところ・嫌なところ

・性格：

## 2. 私の家族

あなたは両親から育てられ、その他の家族の影響も受けながら成長してきました。また、あなたも家族にいろいろな影響を与えてきました。このようにあなたと家族は互いに影響を及ぼしあいながら、家庭を作り、自分自身を作ってきたのです。

そこで、あなたからみた家族はどんな人か、性格とか思い出などを書いてみましょう。

・父親：

・母親：

・他の家族：

・家族の中で、今後、あなたが頼りにできそうな人は誰ですか？また、それはなぜですか？

## 3. 病気といわれて

あなたは地方裁判所の決定により、医療観察法による通院処遇(通院医療)を受けることになりました。地方裁判所がそのように決定したのは、あなたが精神の病気を持っており、その影響を受けて重大な他害行為(対象行為)を行ったこと、そして再び同様の他害行為を行なうことなく、安定した社会生活を送るために、精神の病気の治療が必要だと判断したからです。

・地方裁判所の審判で、あなたはどんな精神の病気をもっていると言われましたか？

・精神の病気といわれて思うことは？

・精神の病気をもっている自分には、どんなことが起こっている(起こっていた)のでしょうか？

・それが起こった理由は何だと思いますか？現在のあなたの考えを書いてみましょう。

#### **4. 対象行為(事件)について思うこと**

通院処遇の目的の一つは、対象行為(事件)と同様の他害行為の再発を予防することです。そのためには対象行為の事実を受け止め、なぜ対象行為が起きてしまったのか、再発を予防するためにはどうしたらよいのかということを具体的に考えていく必要があります。その作業は、後ほど、あらためて行うことになりますが、ここではその準備として、対象行為についての現在のあなたの考えをまとめてみましょう。

<事件の経過>

・前ぶれ

・きっかけ

・事件の状況

・事件の結果に思うこと

#### **5. 通院処遇になって**

あなたは地方裁判所の決定により、通院処遇が義務づけられました。この通院処遇という決定を、あなたはどのように受け止めていますか？

#### **6. これまでの私**

小さいときから、現在までの自分のことを振り返ってみましょう。あの頃の自分はどんな生活をしていたのか、どんな思い出があるのかなどを書いてみましょう

・小さい時

・小学校時代

・中学校時代

・10代後半

・20歳を超えて

・これまでのあなたの生活で、最も良かった時期はいつごろでしたか。そして、そのように思うのはなぜですか？

・最も辛かった時期はいつごろですか。そして、そのように思うのはなぜですか？

・自分の生活を振り返ってみて、今後も大切にしていきたいと思ったことは何ですか？

・自分の生活を振り返ってみて、改めていきたいと思ったことは何ですか？

## 7. 暴力と自分

過去に、自分が他の人から暴力を受けた体験（被害体験）は、長く心に残り、その後の対人関係に大きな影響を及ぼします。

あなたがこれまでに他の人から暴力を受けたことがある場合、いつ頃、誰から、どのような暴力を受け、それに対して自分はどうしたか、どのような影響を受けたかを書いてみましょう。つらくて思い出したくない場合には、後回しにしても結構です。